


所管部課	市民部 産業振興課	部長	関田 新一		
件名	東大和市森林整備計画について				
		区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	森林法第5条及び第10条の6			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>平成28年4月1日を始期として策定された東京都の多摩地域森林計画について、森林法第5条第5項の規定に基づき内容の一部変更がなされた。そこで森林法第10条の6第2項の規定に基づき、地域森林計画の変更の内容を踏まえて、東大和市森林整備計画の変更を行うものである。</p> <p>(1) 主な変更内容 森林病虫害の駆除及び予防に関する事項の追加 東大和市森林整備計画対象地域 東京都水道局用地（多摩湖）全域及び芋窪、蔵敷、奈良橋の一部</p> <p>(2) 影響及び効果 森林整備計画を変更することにより、東大和市においても自然環境に配慮した森林の保全・整備を実施していくことができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<p>平成28年12月 5日 東京都より多摩地域森林計画に対する意見照会 平成29年 1月30日 東大和市森林整備計画変更事務についての市長決裁 平成29年 1月31日 東大和市森林整備計画（案）の学識経験者への意見聴取 平成29年 2月 3日 学識経験者より、特段意見なしとの回答を受ける</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議付議後、縦覧の公告を行い、東京都との協議を経て、市長決裁により策定し、公表を行いたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。